

熊本 KUMAMOTO

- ▽熊本総局 電話096-362-5111 FAX(362)5113
熊本市新屋敷1-5-1 (〒862-0975)
- ▽八代支局 電話0965-32-4795 FAX(35)5040
八代市塩屋町10-25 (〒866-0864)
- ▽人吉支局 電話0966-22-3326 FAX(22)3576
人吉市鶴田町802-1 (〒868-0024)
- ▽水俣支局 電話0966-63-2357 FAX(63)2366
水俣市栄町2-2-48 (〒867-0059)
- ▽天草支局 電話0969-24-2233 FAX(24)2235
天草市東町40 輔仁会ビル (〒863-0033)
- ▽阿蘇支局 電話0967-22-3507 FAX(22)3513
阿蘇市一の宮町宮地2325 (〒869-2612)
- ▽玉名支局 電話0968-72-3201 FAX(72)3247
玉名市立願寺193-5 (〒865-0061)
- ▽荒尾支局 電話0968-63-0127 FAX(63)0157
荒尾市大正町2-1-14 (〒864-0054)

西日本新聞

発行所
西日本新聞社
福岡市中央区天神一丁目
4番1号 (〒810-8721)
©西日本新聞社 2007年

4月20日
(金曜日)

電話 092(711)5555(代)
社会部 5222 経済部 5210
地域報道センター 文化部 5260
5225 運動部 5230

地下水は「公水」

熊本市
専門委 保全条例見直しを提言

熊本市の地下水保全条例の見直しを検討していた同市の専門委員会(委員長 林勝美・熊本大学学院教授、十四人)は十九日、地下水を「公水」と位置付けることなどを盛り込んだ提言書を幸山政史市長に提出した。

市の地下水保全条例は一九七七年に制定。井戸開設時の届け出制や採引量の報告義務を定めているが、地下水の減少問題や節水対策には触れておらず、「抜本的な見直しが必要」(市水保全課)

具体的施策として、汚染未然防止の土壌調査や、地下水をほぐくむための「地下水涵養域」の設置、涵養域で事業開発する場合、地下水保全計画作成の義務付けなど。節水対策では、指針策定や一定規模以上の地下水

採取者に節水計画の提出を義務付けることなどを挙げた。

提言書を受け取った幸山市長は「地下水を守り、次世代に伝え、全国的にも発信したい」と話した。市は提言を基に二〇〇八年度中の施行を目指して改正条例案作りに着手する。